

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

1. 概要

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づく各種助成金等について、令和 8 年度分に係る制度の見直し等を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

I. 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の一部改正関係

1. 早期再就職支援等助成金
2. 特定求職者雇用開発助成金
3. 地域雇用開発助成金
4. 地域活性化雇用創造プロジェクト

II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）の一部改正関係

1. 人材開発支援助成金

- その他、上記の制度の見直し等に伴う所要の規定の整備を行う。

2. 根拠条項

- 雇用保険法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項及び第 2 項
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 9 条及び第 47 条

3. 施行期日等

公布日 令和 8 年 4 月 1 日

施行期日 公布日（別紙 I. 2（1）については、令和 8 年 5 月 1 日）

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

1. 早期再就職支援等助成金

(1) 早期再就職支援等助成金 (UIJ ターンコース奨励金) の廃止

- 早期再就職支援等助成金 (UIJ ターンコース奨励金) については、支給要件の見直しを行ったが、利用実績が少ないことから、令和7年度限りで廃止する。(雇用保険法施行規則 (以下「雇保則」という。) 第102条の5第1項及び第9項)

【現行制度の概要】

内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIJターン者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

2. 特定求職者雇用開発助成金

(1) 特定就職困難者コース助成金の見直し

- 昨今の企業における定年延長の動きや高齢者の就業率を踏まえ、特定就職困難者コース助成金の対象となる高年齢者の要件の見直しを行う。(雇保則第110条第2項)

【現行制度の概要】

60歳以上の者や障害者などの就職が特に困難な者を、公共職業安定所や民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。

【見直しの内容】

- ・ 助成金の対象となる60歳以上の者について、公共職業安定所等の紹介の日において、公共職業安定所等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるもの(※担当者制の職業相談等の個別支援を定める予定)を受けているものを要件とすることとする。

(2) 成長分野等人材確保・育成コース助成金の廃止

- 成長分野等人材確保・育成コース助成金は、「人への投資」を加速化するため、就職困難者の成長分野(デジタル、グリーン)への労働移動や人材育成を促進することを目的として創設した助成金であるところ、実績が低調であることから、令和7年度限りで廃止する。(雇保則附則第15条の5)

【現行制度の概要】

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、中高年層安定雇用支援コース、生活保護受給者等雇用開発コース）の対象となる就職困難者を、就労経験のない職種で雇い入れ、継続して雇用する事業主（以下①、②のいずれかに該当するものに限る。）に対して高額助成を行う。

①雇い入れた者を成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事させ、雇用管理改善や能力開発を実施した事業主

②雇い入れた者に対して人材育成（人材開発支援助成金を活用した訓練の実施）を行い、当該人材育成と関連した業務に従事させるとともに、雇い入れ日から3年以内に5%以上の賃金引上げを実施した事業主

3. 地域雇用開発助成金

（1）地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース奨励金）の見直し

- 地域雇用開発コース奨励金の地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主に対する特例について、対象要件の見直しを行う。（雇保則第112条第2項第2号）

【現行制度の概要】

地域活性化雇用創造プロジェクトが実施される区域内に事業所を設置又は整備の上、当該区域内に居住する求職者を正規雇用労働者として3人以上（創業の場合は2人）雇い入れた事業主に助成する。

【見直しの内容】

助成対象となる雇い入れ要件を正規雇用労働者に限定していたところ、雇い入れた者の中に正規雇用労働者が少なくとも1人以上いる場合は、正規雇用労働者以外として雇い入れた労働者も助成対象に含めることとする。

（2）地域雇用開発コース奨励金の暫定措置の廃止

地域雇用開発コース奨励金の暫定措置については、能登半島地震による被災地域の雇用機会の確保を図るために、令和7年6月末までの時限措置として創設し、その後、措置期限を令和7年度末まで延長したところ、現在の被災地域の状況等を踏まえ、令和7年度限りで廃止する。（雇保則附則第15条の7）

【現行制度の概要】

能登半島地震による被災地域の雇用機会の確保を図るため、本地震の発生後に、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、当該地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた事業主に対して助成する。

（措置期限）令和8年3月31日まで

4. 地域活性化雇用創造プロジェクト

(1) 地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業に係る地域雇用創造利子補給金の終了

- 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る事業として実施していた地域雇用創造利子補給金について、令和7年度をもって全ての利子補給金の支給が完了するため、当該事業の根拠規定を削除する。(雇保則第140条の2第2項)

【現行制度の概要】

都道府県の実施する地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業者に対して、厚生労働大臣の指定を受けた金融機関が低利で融資を行う際に、事業者の金利負担を軽減するため、当該金融機関に対し利子補給金を支給する。

II. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正関係

人材開発支援助成金

○ 建設労働者技能実習コース助成金の見直し

CCUSの普及促進のために時限的に講じている賃金助成の割増措置について、期限を1年間延長する。(建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則附則第2項)

【現行制度の概要】

若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、中小建設事業主が雇用する建設労働者に対して、自ら技能実習を行う場合や登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、実施に要した経費及び訓練期間中の賃金の一部を助成することとしているが、CCUS技能者情報登録者に係る賃金助成については、令和8年3月31日まで割増措置を実施。

【見直しの内容】

CCUSの普及促進のため、CCUS技能者情報登録者に係る賃金助成の割増措置について、令和9年3月31日まで延長する。

※ CCUS（建設キャリアアップシステム）

：一般財団法人建設業振興基金が提供する、技能者の就業実績や資格等を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化等に活用するシステム。